

議長（志村 忠昭）

それでは休憩前に引き続き、午後の会議を再開いたします。

日程第17、議案第18号、平成28年度多度津町特別会計公共下水道予算についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、河田君。

上下水道課長（河田 数明）

議案第18号、平成28年度多度津町特別会計公共下水道予算について、提案説明を申し上げます。

予算書253ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9億9,910万9,000円とするものでございます。

前年度に比べ3,483万5,000円、3.6パーセントの増でございます。

第2条は債務負担行為で、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

256ページをお開きください。

第2表債務負担行為に、平成28年度の債務負担行為を記載しており、限度額は3,734万円としております。

再度253ページをご覧ください。

第3条は地方債で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めるものでございます。

257ページをお開きください。

第3表地方債に、平成28年度に起こす地方債を記載しており、限度額は4億8,900万円としております。

253ページにお戻りください。

第4条は一時借入金で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を、4億円と定めるものでございます。

また、第5条では歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明を申し上げます。

262ページをお開きください。

まず歳入予算について説明を申し上げます。

款1. 分担金及び負担金は、前年度と同額の、83万円を計上しております。

款2. 使用料及び手数料は、前年度より1,910万8,000円減額の、2億6,480万

2,000円を計上しております。

款3. 国庫支出金は、前年度より3,019万5,000円増額の、4,049万5,000円を計上しております。

款4. 県支出金は、前年度と同額の、152万1,000円を計上しております。

款5. 繰入金は、前年度より3,584万3,000円減額の、2億245万3,000円を計上しております。

款6. 繰越金は、存目のみ1,000円を計上しております。

款7. 諸収入は、前年度より100万9,000円減額の、7,000円を計上しております。

款8. 町債は、前年度より6,060万円増額の4億8,900万円を計上しております。

以上により、歳入合計を9億9,910万9,000円とするものでございます。

次に、歳出予算について、説明を申し上げます。

264ページをお開きください。

款1. 総務費は、前年度より1,493万7,000円減額の、1億8,856万6,000円を計上しております。

その内訳は、項1. 総務管理費で60万円、項2業務管理費で1億8,796万6,000円を計上するもので、これは主に、中讃流域下水道維持管理負担金などの維持管理的経費でございます。

266ページをお開きください。

款2. 下水道費は、前年度より6,323万1,000円増額の、1億4,190万2,000円を計上しております。

これは主に、下水道整備事業費でございます。

268ページをお開きください。

款3. 公債費は、前年度より1,345万9,000円減額の、6億6,864万1,000円を計上しております。

その内訳は、目1. 長期債償還元金で5億4,682万1,000円、目2. 利子で1億2,182万円でございます。

以上により、歳出合計9億9,910万9,000円を計上し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億9,910万9,000円とするものでございます。

なお、270ページから273ページに給与費明細書、275ページに地方債現在高の見込みに関する調書、276ページから277ページに債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支払額又は支払額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を、記載しております。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、議案第18号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。